

# フランス憲法院の事後審査に関する憲法六一条の一の創設

—二〇〇八年憲法改正による市民への提訴権拡大の動向—

池田 晴 奈

## 目次

はじめに

第一章 バラデュール委員会における憲法院改革案

第一節 バラデュール委員会の設置目的

第二節 憲法院の事後審査に関するバラデュール委員会報告

一 従来の事前審査制の問題点

二 委員会提案の中の憲法院改革案

第二章 憲法院の事後審査（憲法六一条の一）に関する議会審議

第一節 憲法六一条の一に関する憲法的法律案の変遷

一 議会審議の経緯

- 二 政府提出憲法的法律案とその後の修正案の変遷
  - 第二節 国民議会法律委員会のワルスマン委員長による報告
  - 第三節 憲法六一条の一に関して議会で争われた問題
    - 一 事後審査制導入の問題
    - 二 憲法院裁判官の任命方法の問題
    - 三 審査対象および手続に関わる問題
- むすび

## はじめに

日本では、昨年(二〇〇九年)の第四五回衆議院総選挙で民主党が圧勝し、与野党逆転は歴史的との見出しが新聞の紙面を飾り、その後の政権運営が注目されたが、フランスでは、二〇〇七年五月の大統領選により、就任したサルコジ(N. Sarkozy)大統領が、第五共和制初的大幅な憲法改正を導いた。<sup>①</sup>この憲法改正は、「第五共和制の諸制度の現代化」を目的として、①執行権の統制、②議会の強化、③市民の新たな諸権利の拡大を図り、統治機構の大改革を実現させたのである。

この二〇〇八年七月の憲法改正の中で特に注目されるのは、法律の事後審査制(憲法六一条の一)の創設である。すなわち、フランスは、市民の新たな諸権利の一つとして、大統領の審査後(事後)、つまり既に発効している法律の合憲性の問題について市民の提訴権を認めたのである。これはフランスの違憲審査制の歴史に大きな変革をもたらすものといえる。なぜなら、従来、憲法院が通常法律(loi ordinaire)の違憲審査を行う<sup>②</sup>ことができたのは、大統領の審署前(事

前)に限られ、さらに政治家が提訴した場合に限定されていたのであり、フランスはこれまで貫いてきたこの独自の制度を放棄したといえるからである。

フランスでは、一七八九年の革命以来、長らく司法に対する不信が続いたが、一九五八年憲法により史上初めて、法律の違憲審査権をもつ憲法院が創設され、その後、憲法院は人権保障機関として確立してきた<sup>(5)</sup>。しかし、そこからさらに飛躍して、憲法改正を招くことによって、憲法院に法律の事後審査機能までも備えさせる必要があったのだろうか。既に、市民の提訴権について、一九九〇年と一九九三年に憲法改正による導入が提案され、廃案となっている<sup>(6)</sup>。そのような中、今回再び、事後審査制が提案された理由はなぜか。従来の憲法院による事前審査にはどこに問題があると捉えられたのだろうか。さらに、憲法改正の議会審議では、事後審査制を導入するにあたって、どのような問題が取り上げられ、議論されたのか。このような疑問を解明するために、本稿では、二〇〇八年七月の憲法改正の中でも、憲法六一条の一における法律の事後審査制に着目し、憲法改正のために設置されたバラデュール委員会による報告、およびその後の議会審議を中心に見ていくことにより、同条の制定に至るまでの動向を明らかにすることで、憲法院の人権保障機能のあり方を検討していきたい。

## 第一章 バラデュール委員会における憲法院改革案

一九五八年憲法制定から約五〇年を経て、二〇〇七年の大統領選挙では統治機構の改革が公約の争点となっていた<sup>(7)</sup>。選挙から二ヶ月を経た七月一日、元首相のバラデュール (E. Balladur) を委員長とする「第五共和制の諸制度の現代化をはかり均衡を回復することについて熟考し提案するための委員会」(Comité de réflexion et de proposition sur la

modernisation et le rééquilibrage des institutions de la V<sup>e</sup> République」(D. 2007-1108) が設置された。第五共和制の統治制度改革は、選挙で初当選したサルコジ大統領の選挙公約であり、同委員会の設置は、その強いリーダーシップによるものである。<sup>(8)</sup>

本章では、憲法院の事後審査制導入に関して、バラデュール委員会がどのような目的をもって設置されたかを明らかにするとともに、同委員会により提案された内容を検討することとしたい。

### 第一節 バラデュール委員会の設置目的

憲法改正の必要性について、サルコジ大統領は、エピナル (Epinal) でおよそ次のような演説を行った。<sup>(9)</sup>

まず大統領は、統治制度改革に猶予はなく、その変化を国民の誰もが願っていることを指摘する。次に、統治制度の現代化は、広い視点で検討される必要があると、大統領選挙による多数派、政治家や学者といった一部の考えに牽引されることなく、国民一人一人が当事者であると感じ、その意見を表明する必要があると説いている。その結果、大統領の役割として、一つの政党にとらわれないこと、党派、思想会派を超えて、すべてのフランス人のために、意見を取りまとめる必要性を挙げている。最後に大統領は、この改革が二一世紀の民主主義の要求に応えるためであることを宣言している。

さらに、個別の問題、特に市民の提訴権について、サルコジ大統領は次の点を問題視する。フランス市民は、ヨーロッパ人権裁判所へ個別提訴できるように、ヨーロッパの諸裁判所に対しては異議を申し立てられるが、フランス国内の裁判所に対して、法律の合憲性について異議を唱えられることができないことである。

大統領は、もしこの権利が市民に開かれたなら、それは市民の自由の進歩となると指摘しつつも、憲法院が最高裁判

所 (Cour Supreme) として生まれ変わったり、積極的に判断したりすることについては、疑問を投げかけている。

サルコジ大統領は、演説で述べた考えを委員会の構成員の選定に反映させた<sup>10)</sup>。後に、委員会のメンバーであったマティウはその構成について、様々な視野を持った個性が集まっていたと伝えている<sup>11)</sup>。従来の法律の合憲性審査の問題については、大統領は、アメリカの司法審査制とは異なる制度によって、憲法院改革を望んでいたのである。

## 第二節 憲法院の事後審査に関するバラデュール委員会報告

バラデュール委員会は、二〇〇七年一〇月三〇日に報告書を提出した<sup>12)</sup>。その報告書の中で、委員会は、一九五八年憲法以降、数多くの憲法改正が行われてきたにもかかわらず、第五共和制の統治制度は民主主義の真の要求に答えられていないと指摘した上で、次の三つの柱を打ち立て、憲法改正を提言する<sup>14)</sup>。すなわち、①執行権のより望ましい統制、②議会権限の強化、③市民に対する新たな諸権利を中心として、統治機構の改革案について報告している。

同報告書第三章の「市民への新たな諸権利」では、「より保護される基本的諸権利」と題する節を設け、その中で、訴訟当事者に対する新たな権利の承認として、「違憲の抗弁 (Exception d'inconstitutionnalité)」を挙げている。委員会は、市民が訴訟係属中に抗弁の手段として当該法律を違憲と訴えることができる、法律の事後審査制の導入について提案理由を述べ、憲法改正条文を提案している<sup>15)</sup>。

本節では特に、委員会の指摘する従来の事前審査制の問題点と憲法院改革案を取り上げて検討することとしたい。

## 一 従来 of 事前審査制の問題点

## (一) 事後審査の不可能性

委員会報告書は、第五共和制の諸制度は、市民に対して十分に権利を認めてこなかったとして、その例の一つが、既に大統領によって審署された法律が憲法に合致するか否かを憲法院に提訴することが不可能であることと指摘する<sup>16</sup>。

ここで、若干フランスの違憲審査制の歴史を振り返ると、革命後の一七九一年憲法の制定者が既に法律の合憲性審査について考えており、シエース (Sieyès) も憲法裁判官の可能性を視野に入れていた<sup>17</sup>。それに引き続いて、第三共和制の時代にも、法律の合憲性審査の制度化を支持する動きはあった<sup>18</sup>。しかし、第三共和制、第四共和制においては、「一般意思の表明」を受けた議会の権限は「全能」<sup>19</sup>であるとさえ考えられていたほどであり、一七八九年以後、法律の合憲性審査が行われることは一度もなかったのである<sup>20</sup>。

そのような中、突如、一九五八年憲法によって憲法院が創設された。ところが、憲法院の権限はあいまいなものであり、当初は法律の合憲性審査を担う機関とは捉えにくかった。ルソー (D. Rousseau) は、その点について、次のような根拠を挙げている<sup>21</sup>。第一に、憲法院が「上級裁判所 (Cour)」という名でも、「下級裁判所 (Tribunal)」という名でもなく、「院 (Conseil)」という名称を与えられている点である。第二に、憲法院が職業裁判官によって構成されていない点である。第三に、憲法制定当初は提訴権者が大統領、首相、国民議会議長および元老院議長の四名に限定されていた点である。従って、その強い目的は、それまでの議会中心主義の制度を終わらせることであり、その結果、「議会を監視する」憲法院が創設されたというのである<sup>22</sup>。

一九七一年の結社の自由判決以後、憲法院は、一七八九年人権宣言、一九四六年憲法前文などが憲法的価値を持つと判断し<sup>23</sup>、三年後の一九七四年には、憲法改正により、六〇名の国民議會議員および六〇名の元老院議員に対しても憲法

院への提訴が認められるまでに至った。しかし、市民への提訴権拡大には、ほど遠かったのである。<sup>(24)</sup>

その結果、政治的な理由で憲法院に提訴されなかった法律は、行政裁判所でも司法裁判所でも違憲と宣言されることなく、有効のまま市民に適用される。委員会は、このような市民の権利を奪っている現状を問題視しているといえよう。<sup>(25)</sup>

## (二) 法規範の不安定さ

フランスは、第五共和制以前から法律に対する条約優位性が唱えられていた。一九五八年憲法五五条は、国内法よりも条約が優越すると規定している。しかし、憲法上明記されていたとしても、すぐに国内裁判所が本条について対応していたわけではない。<sup>(26)</sup>一九七五年に初めて、憲法院が自ら、法律に対する条約の優位性を判断する権限を有しないとの判決を下してから、二つの最高裁判所が動くことになる。司法裁判所系統の最高裁判所である破毀院は、同年のジャック・ヴァブル (Jacques Vabre) 判決<sup>(27)</sup>で、行政裁判所系統の最高裁判所であるコンセイユ・デタ (Conseil d'Etat) は一九八九年のニコロ (Nicolo) 判決<sup>(28)</sup>で、初めて条約が国内法に対して優位すると判断したのである。以降、司法裁判所および行政裁判所 (以下、通常裁判所)<sup>(29)</sup>は法律の条約適合性審査 (contrôle de conventionnalité) を行っている。その結果、一九七五年に憲法院が合憲と判断した人工妊娠中絶法について、後にコンセイユ・デタでもヨーロッパ人権条約に反しないと判断されたように、同じ法律が二度審査を受けるといふ問題が生じているのである。<sup>(30)</sup>

委員会は、このように同じ法律が憲法院による合憲性審査と通常裁判所による条約適合性審査の双方において、対象となることについて、審査の不均衡が明らかになっているとして問題視する。通常裁判所は、法律の適用に関しても、国際条約に反するという理由で排除することはできるが、憲法に適合するか否かを判断する権限を持たないのであると

指摘する。

## 二 委員会提案の中の憲法院改革案

本項では、市民の新たな権利として、法律の合憲性の問題についての提訴権を市民に拡大する問題について、バラデュール委員会による憲法改正条文の提案を明らかにしたい(太字部分は改正提案箇所である)<sup>33</sup>。

### (一) 第七四提案

第七四提案は、「基本的諸権利と合憲性審査」を対象とし、「裁判手続上、訴訟当事者が違憲の抗弁を取り上げること」を認める」ことを内容としている。条文は次の通りである。

「憲法第六一条の一を新設

『① 憲法院は、裁判所に係属中の訴訟において、憲法によって確認された基本的自由および権利について法律の合憲性を評価する目的で、抗弁の手段により付託されうる。

② 憲法院は、訴訟当事者の要求によって、コンセイユ・デタ、破毀院、コンセイユ・デタもしくは破毀院の系統に属する裁判所、またはそのいずれの系統にも属さない他の全ての裁判所からの移送に関する組織法律によって定められた条件で付託される。』

憲法第六二条に追加

『① 第六一条に基づいて、憲法違反と宣言された規定は、審署することも施行することもできない。』

② 第六一条の一に基づいて憲法違反と宣言された規定は、判決の中で憲法院によって定められた期間を経て廃止される。当該規定は、係属中の裁判手続に適用できない。

③ 憲法院の判決については、いかなる上訴も許されない。憲法院の判決は、公権力ならびに全ての行政機関および司法機関を拘束する。』」

## (二) 第七五提案

第七五提案は、「憲法院の構成」を対象とし、「第一三条の最終項（第八提案）に定める任命手続を、憲法院における全ての任命に適用する」ことを内容としている。条文は、次の通りである。

「憲法第五六条の追加および削除

『① 憲法院は、任期九年で更新の許されない九名の構成員から成る。憲法院は、三年ごとに三分の一ずつ交替する。構成員の三名は共和国大統領により、三名は国民議会議長により、三名は元老院議長により任命される。第一三条の最終項に定められる手続がこれらの任命に適用される。

② 前項に定める九名の構成員のほかにも、元共和国大統領は当然に終身の憲法院構成員となる。』」

## (三) 総括

欧州統合が進展する中、人権規範についても様々な条約が締結されている。代表的なものに、ヨーロッパ人権条約、EU基本権憲章がある。その中では、人権について「基本権」という表現がされており、その影響を受けて、第七四提案における第六一条の一に「基本的自由および権利」という文言が規定されているとも考えられよう。

バラデュール委員会の提案には、この後の政府提出憲法的法律案では採用されない内容が存在する。

一つは、憲法院へ法律の合憲性の問題を移送する裁判所についてである。第七四提案では、コンセイユ・デタもしくは破毀院の他に、それらに属さない裁判所も移送できると規定されているが、政府提出法律案では削除されている。しかし、この内容は議會審議の争点になる。

もう一つは、元大統領が終身の憲法院構成員であるとする規定を廃止する第七五提案である。同提案は政府提出法律案に全く引き継がれていない。第五共和制では、第三・四共和制の下での強すぎる議會の権限を抑制するのと相対的に、大統領の権限が強化され、憲法院はその一役として議會を監視する機能を備えた経緯があるため、憲法五六条二項で大統領が終身の憲法院構成員として規定されていると考えられる。しかしながら、同規定は憲法院が人権保障機関としての地位を確立した現在においては、権力分立の観点から、また憲法院が政治的と批判される点からも問題といえよう。

## 第二章 憲法院の事後審査（憲法六一条の二）に関する議會審議

バラデュール委員会の報告を受けて、議會では、二〇〇八年四月から七月にかけて、憲法改正について審議が進められた。本章では、憲法院の事後審査、すなわち、法律の合憲性の問題についての市民への提訴権拡大に関する規定（憲法六一条の二）に着目して、憲法院の事後審査機能のあり方について検討する。<sup>34</sup>

そのために、まず、創設された憲法六一条の一に関する政府提出憲法的法律案が議會で修正された経緯を追い、次に憲法的法律案について最初に提案を受けた国民議會法律委員会のワルスマン委員長による報告に注目し、その内容を明らかにする。最後に、議會審議について争点ごとに検討することとしたい。

## 第一節 憲法六一条の一に関する憲法的法律案の変遷

### 一 議会審議の経緯

二〇〇八年四月二三日、第五共和制の諸制度の現代化に関する政府提出憲法的法律案が大臣會議 (conseil des ministres)<sup>(36)</sup> で決定され、その後同法律案は国民議會に提出された。続いて、同法律案が付託された法律委員会では、五月一日から一六日にかけて、委員長であるワルスマン (J.-L. Warsmann) が同法律案について報告した。<sup>(37)</sup>

五月二〇日から、国民議會第一読会は本会議での同法律案の審議に入る。憲法六一条の一に関する同法律案二六条は、同月二九日に審議され、国民議會第一読会の審議は六月三日に終了した。投票の結果、賛成三一五名、反対二二三名、棄権二三名により、国民議會第一読会修正案が可決された。その大まかな内訳について見ると、与党会派の国民運動連合会派 (UMP : groupe union pour un mouvement populaire) が二九五の賛成票を集め、反対票は野党第一会派の社会・急進・共和市民運動会派 (SRC : groupe socialiste, radical, citoyen et divers gauche) だけが一九〇票あった。<sup>(38)</sup>

同日六月三日に、国民議會第一読会修正案は元老院に提出された。<sup>(39)</sup> 続いて、同修正案が付託された法律委員会では、同月一日に、委員長であるイエスト (J.-J. Hyest) が本修正案について報告した。<sup>(40)</sup>

六月一七日から、元老院第一読会の本会議での同修正案の審議に入る。憲法六一条の一に関する同修正案二六条は、同月二四日に審議され、元老院第一読会の審議は同日に終了した。投票の結果、賛成一六六名、反対一二三名により、元老院第一読会修正案が可決された。<sup>(41)</sup> 国民議會第一読会と比べると、賛否の差が小さい。

翌日六月二五日に、元老院第一読会修正案が国民議會第二読会に送られた。<sup>(42)</sup> 続いて、七月二日に、法律委員会でワルスマン委員長が同修正案について報告した。<sup>(43)</sup> 七月八日から、国民議會第二読会は本会議での同修正案の審議に入る。二日にわたって議論が展開され、国民議會第二読会修正案が可決された。

翌日七月一〇日に、国民議会第二読会修正案が元老院第二読会に送られた。<sup>(44)</sup> 続いて、同日に、法律委員会にてイエスト委員長が同修正案について報告した。<sup>(45)</sup> 七月一日から、元老院第二読会は本会議での同修正案の審議に入る。二日にわたって議論が進み、投票の結果、賛成一六二名、反対一二五名により元老院第二読会修正案が可決された。<sup>(46)</sup>

七月一六日、デクレによって憲法的法律案が両院合同会議（Congrès du Parlement）に委ねられた。同月二日に、ヴェルサイユ宮殿において両院合同会議は開かれ、発言者としてまず初めにフィヨン（F. Fillion）首相が壇上に登った。続いて、九名の議員が登壇し、最終的に投票が行われた。可決には有効投票の五分の三の多数が必要であり（憲法八九条三項）、今回は五三八票を要するところ、開票の結果、<sup>(47)</sup> 賛成五三九票、反対三五七票と、わずか一票の差で本法律案は成立したのである。<sup>(48)</sup>

## 二 政府提出憲法的法律案とその後の修正案の変遷

次節以降で委員会報告および議会審議の争点となった条文の文言を検討するために、本項では憲法六一条の一の創設する規定に関して、政府提出憲法的法律案、およびその後に議会で修正された法律案を見ていく（太字部分はその後に修正が提案される箇所または修正が認められた箇所である）。なお、国民議会第二読会は、同規定について元老院第一読会修正案がそのまま可決されたので、また、元老院第二読会では、文言が修正されることはなく、本条の前に他の条文が挿入されたために、第六一条の一の創設する条文が二六条から二九条に移っているのみであるので、ここでは特に取り上げない。

(一) 第五共和制の諸制度の現代化に関する政府提出憲法的法律案 第二六条

「憲法第六一条の後に、次のように書かれた第六一条の一が付け加えられる。

『第六一条の一 裁判所に係争中の訴訟において、現行憲法の発効後に審署された法律の規定が憲法の保障する権利および自由を侵害していると主張された場合には、憲法院は、組織法律によつて定められた要件および留保の下でコンセイユ・デタまたは破毀院の移送によりこの問題の付託を受けることができる。』<sup>49)</sup>

(二) 国民議會第一読会修正案 第二六条

「憲法第六一条の後に、次のように書かれた第六一条の一が付け加えられる。

『第六一条の一 裁判所に係争中の訴訟において、法律の規定が憲法の保障する権利および自由を侵害していると主張された場合には、憲法院は、定められた期限内に決定を下すコンセイユ・デタまたは破毀院の移送によりこの問題の付託を受けることができる。』

『組織法律は、その要件を定め、本条の適用について規定する。』<sup>50)</sup>

(三) 元老院第一読会修正案 第二六条

「憲法第六一条の後に、次のように書かれた第六一条の一が付け加えられる。

『第六一条の一 裁判所に係争中の訴訟において、法律の規定が憲法の保障する権利および自由を侵害していると主張された場合には、憲法院は、定められた期限内に決定を下すコンセイユ・デタまたは破毀院の移送によりこの問題の付託を受けることができる。』

『組織法律は本条の適用の要件を定める。』<sup>51)</sup>

(四) 両院合同会議により承認された憲法的法律案 第二十九条

「憲法第六一条の後に、次のように書かれた第六一条の一が付け加えられる。

『第六一条の一 裁判所に係争中の訴訟において、法律の規定が憲法の保障する権利および自由を侵害していると主張された場合には、憲法院は、定められた期限内に決定を下すコンセユ・デタまたは破毀院の移送によりこの問題の付託を受けることができる。』

『組織法律は本条の適用の要件を定める。』<sup>52)</sup>

## 第二節 国民議会法律委員会のワルスマン委員長による報告

憲法四三条一項に基づき、本政府提出憲法的法律案は、委員会に付託されている。本節では、本法律案が最初に付託された国民議会法律委員会のワルスマン委員長の報告に着目し、本法律案二六条についてどのような見解を持っていたのかを明らかにしたい。

ワルスマン委員長は、最初に「一九九〇年と一九九三年の政府提出法律案とそれらの教訓」<sup>53)</sup>について報告している。本節では特に、その中でも、「先決問題の手段による合憲性審査の『短所(couts)』と『長所(avanages)』」と「考えられる進展の方法」の二点に絞って、内容について着目し、紹介する。<sup>54)</sup>

(一) 「先決問題の手段による合憲性審査の『短所』と『長所』」

ワルスマン委員長は、まず法律の事後審査についての問題点として、①複雑、②制度的不均衡、③裁判所の競合、④法的安定性の喪失 (*insécurité juridique*) を挙げている。①については、憲法院が法律の合憲性審査の権限を一手に握っているのに対して、事後審査制を採用している様々な国を例に考えると、様々な機関がその権限を行使している点で複雑というのである。②については、アメリカでは裁判官政治と批判されるが、権力分立の点で不均衡が生じる恐れを指している。③については、一つの裁判所だけでなく、様々な裁判所が法律の合憲性審査を行う点で競合と捉えているのである。④については、③から導かれるが、様々な裁判所が法律の合憲性審査に携わる点で、法的安定性が損なわれる問題を指している。

ワルスマン委員長は、合憲性の先決問題 (*question préjudicielle de constitutionnalité*) の手続の導入は、通常裁判所に判断を義務づける結果、訴訟件数が増え、混雑する点を問題視する。例として、ドイツでは、全ての市民に対して連邦憲法裁判所への提訴を認めた一九六八年の改正後、無益な訴えによって裁判所の混雑を明らかに導いたという。

しかし、ワルスマン委員長は、一九八五年の憲法院判決<sup>55)</sup>によって、合憲性審査の対象が一定の要件を満たす審判後の法律にも広げられたことを示し、次のように述べた。憲法院に提訴された法律が、①審署された法律を改正する法律、②審署された法律を補完することを目的とする法律、または③審署された法律の適用領域に影響を及ぼす法律の場合において、既に審署された法律の文言について憲法院は違憲と判断しうると同判決によって判断されたとしても、その審査対象は少ないことを指摘し、事後審査制導入の利点を挙げる。

さらに、個人の基本的諸権利および自由を擁護する必要性に応えることが重要であるとして、事後審査制導入による市民の新たな権利は、一九五八年には認められなかった現代における権利であるという。

最後に、民主主義を見直す中で、この憲法院改革は法律に対する議会の独占を打破し、「欠陥のある」法律を排除す

る点で有益であり、市民の権利の保障に繋がると述べるのである。

## (二)「考えられる進展の方法」

ワルスマン委員長は、従来の事前審査制の問題に対して四つの解決策を挙げている。

第一に、アメリカの制度に従って、事前審査制を廃止し、通常裁判所に違憲の抗弁を主張する可能性を導入することである。そして、アメリカのモデルを検証し、アメリカの裁判所が法律の合憲性についての判断、法律の適用における合憲性の判断、憲法に基づいて差止命令 (*injunction*) を行っている点を示し、最高裁判所が合憲性審査について卓越した役割を担っていると報告している。

第二に、事前審査の制度のほかに、通常裁判所を通じた違憲の抗弁の制度を導入すること、第三に、現状を維持し、現行制度を見直すこと、第四に、提訴権者を限定したまま、審署後の法律が直接憲法院に付託され、憲法院がこれを審査する権限を強化することを挙げる。結果的に、これまでの一九九〇年と一九九三年の憲法改正案およびバラデュール委員会報告で提案されていたように、通常裁判所での違憲の抗弁を導入する政府提出法律案をおおよそ支持したのである。なお、後述の通り、ワルスマン委員長は、国民議会第一読会で、事後審査の対象となる法律の制限を解き、全ての法律を対象とすること、コンセイユ・デタまたは破毀院での決定に期日の制約を課すことについて修正案を提出している。

## 第三節 憲法六一条の一に関して議会で争われた問題

本会議では、様々な観点から憲法六一条の一について議論された。本節では、争点ごとに議員および政府の発言の詳

細を見ていき、最後に憲法院の事後審査機能のあり方について検討する。争点は、①事後審査制導入の問題、②憲法院裁判官の任命方法の問題、③審査対象および手続に関する問題、と大きく三つに分類されるので、ひとつひとつ明らかにしていく。

なお、各議員はたいいてい会派に所属しているが、必ずしも会派の見解と個人の見解が一致するわけではない。従って、議会議決での発言者も会派を代表する見解を述べている者ばかりではなく、その違いは採決にも表われている。<sup>56</sup>

## 一 事後審査制導入の問題

### (一) アメリカ合衆国の司法審査との比較

(1)まず、国民議会第一読会の審議で本条について最初に発言したのは、社会・急進・共和国市民運動会派のジラルダン (A. Girardin) 議員であった。<sup>57</sup> 同議員は、フランスの制度をアメリカの司法審査と比較しながら、その利点を取り入れることを主張する。

ジラルダン議員は、一八〇三年にアメリカ合衆国で確立した基本的な権利を、フランスの市民は二世紀以上の時を経て獲得することができると期待する。同議員は、フランスの事前審査制が、その時の政治状況によって法律が憲法院に提訴されるか否かがわからない点、憲法院が法律の合憲性審査を独占している点、さらに一九五八年憲法以前の法律が審査から除外されている点などを問題視している。

それに対して、アメリカでは、一八〇三年に、マーシャル (J. Marshall) 長官が、有名な訴訟事件であるマーベリー (Marbury) 対メイソン (Madison) <sup>58</sup> の中で、次のことを明解に確立したことを、ジラルダン議員は示す。全ての裁判官は、法律が憲法に違反することを宣言し、また憲法に反する法律の適用を取り除く権限と義務を負っている。

ジラルダン議員は、それについて、フランスも一七八九年人権宣言に次のように書かれていることを指摘する。一七八九年人権宣言の前文は、「立法権および執行権の行為が、全ての政治制度の目的と絶えず比較されうることで一層尊重されるように。市民の要求が、今後、簡潔かつ明白な原理に基づくことよって、つねに憲法の維持と万民の幸福に向かうように」、その決意を示している。この前文が、市民の提訴権を拡大させる根拠として十分であるというのである。

さらに、ジラルダン議員は、アメリカの最高裁判所判決が社会に大きな効果をもたらしたとして、具体的に次の判決を例に挙げている。分離教育を終わらせた一九五四年のブラウン（Brown）事件<sup>(59)</sup>、公立学校に政教分離原則を広げた一九六二年のエンジェル（Engel）事件<sup>(60)</sup>、大統領特権を制限した一九七四年のニクソン（Nixon）事件<sup>(61)</sup>である。つい最近では、カリフォルニア州最高裁判所が、同性愛者の法的婚姻を憲法上の権利として認めたことを挙げている。

(2) ジラルダン議員の発言に対して、国民運動連合会派のミヤール（J. Myard）議員は次のように反論している<sup>(62)</sup>。

ミヤール議員は、たとえ外国で実践されていたとしても、フランスの伝統にはない制度であり、一般意思の表明に照らして、法律は最上のものであり、裁判官政治は望まれないと主張する。同議員は、法律を絶対視するために、法律が裁判所で再び問題にされることを問題視し、「法律が全てであり、悪法も法である」とまで発言している。アメリカの連邦最高裁判所が法律に対して判断する度に、議会の役割は弱まっているというのである。

(3) 民主共和左翼会派（GRD : Groupe gauche démocrate et républicain）のサンドリエ（J.-C. Sandrier）議員も、憲法院の評議は非公開であり、上訴なしの判決をする憲法院は第三の議会に類すると述べ、これまでフランスは権力分立の原則を尊重してきたのであり、従って、常に「裁判官政治」は控えられてきたという。その憲法院が法律の事後審査の機能を有すると、第三の議会として常に公的役割、政治的役割を積み重ねることになると批判する<sup>(63)</sup>。

(4) 以上の議員の発言について検討を加える。まずジラルダン議員の指摘についてであるが、一八〇三年のマーベリー

対マディソン事件は政治的背景のある特殊な事例であり、その後アメリカでは、一八五七年のドレッド・スコット事件までの五四年間、法律の違憲判決が出ておらず、すぐに違憲審査制が定着したわけではない点には注意しなければならない。<sup>(65)</sup>

次にミヤール議員の発言であるが、近代立憲主義は、英米法に由来する法の支配の原理が密接に結びついているのであり、法治国家においても戦後、法の支配に類する実質的法治主義の考えが取られるようになった結果、法律の内容にも正当性が求められ、「悪法も法」と考えることは認められない。<sup>(66)</sup>この原理に基づいて違憲審査制は発展してきたが、選挙を経た民主的正当性を有する立法府が可決し、発効した法律に対して、司法が積極的に判断するか、それとも消極的に判断を控えるかという、司法積極主義と司法消極主義の対立のあるアメリカを見ると、アメリカの制度にも問題がないとはいえない。しかし、ジラルダン議員をはじめ、事後審査制導入の支持者は、法律を事前と事後の両方の網にかけることで違憲の法律が少なくなり、市民の権利を擁護することに繋がるといふ考えを優先させていたといえよう。

## (二) ヨーロッパ内での法律に対する審査制度の比較

(1) 元老院第一読会において、社会党会派 (SOC : groupe socialiste) のバダンテール (R. Badinter) 議員が発言した。<sup>(68)</sup> 同議員は、一九九〇年にまさに事後審査制導入のための政府提出憲法的法律案の提案に尽力した元憲法院長である。<sup>(69)</sup>

バダンテール議員は、フランスの裁判所は、憲法上の基本的諸権利を擁護するために法律を審査することはできず、ヨーロッパ人権条約を援用することで法律を審査するのみである点を問題視する。フランスの市民が、基本的諸権利について規定されている憲法を根拠に、憲法院に対して提訴することができないために、ヨーロッパ人権裁判所に提訴するという矛盾を残してはならないという。

(2) 法律委員会副委員長のジェラルド (P. Gerard) 議員は、EUの一員として、違憲の抗弁による提訴を導入しようとして述べ、フランスがドイツやスペインと同様に事後審査制を導入し、従来からの事前審査制も併せ持つことで、他国も羨むような法治国家を維持し続けることができるという。<sup>(20)</sup>

(3) 以上の議員の発言について検討を加える。ヨーロッパ人権裁判所でフランスが提訴された件数を見ると、一九九九年には八七一件であったのが、二〇〇八年には二七二四件にまで達している。<sup>(21)</sup> ヨーロッパ人権条約の起草にあたって尽力したフランスであるが、一九五〇年に署名した後、批准したのは一九七四年であり、さらに個人申立制度および人権裁判所の管轄権を受諾したのは一九八一年であった。このように、フランスはヨーロッパ人権条約に対して一見消極的に見えるが、本条約から受けた影響は様々な面にわたって大きいといわれている。<sup>(22)</sup>

条約審査は先述の通り、フランス国内の通常裁判所が行っており、ヨーロッパ人権条約に基づく同裁判所でのフランスに対する申立も積極的に行われているが、フランス国内において憲法違反の申立ができない点について、バダンテール議員は時代錯誤であると主張しているのである。

## 二 憲法院裁判官の任命方法の問題

(1) 国民議会第一読会でミヤール議員は、憲法裁判官の任命について、アメリカとの大きな違いを指摘する。<sup>(23)</sup> それは、アメリカの最高裁判所裁判官が専門家であり、市民の目を通して選ばれてきたのに対して、フランスは市民に憲法院の構成員を選ばせない点である。

(2) さらに、サンドリエ議員は、ドイツと比較した上で任命方法を改善するように主張する。<sup>(24)</sup> ヨーロッパの他国を見ても、フランスだけが一部の政治的な機関によって任命される制度を利用しており、ドイツにならって議員の三分の二

多数の賛同により選ばなければならないという。

(3)以上の議員の発言について検討を加える。まず、アメリカの制度を見ると連邦最高裁判所裁判官は全九名であり、連邦憲法二編二節二項に基づき、大統領が指名し、上院の助言と承認によつて任命される。法曹一元制を採用するアメリカでは、連邦裁判所裁判官は弁護士経験者または法律家としての経験を持つた者から選ばれるのである。連邦最高裁判所裁判官は終身であり、指名した大統領が交代してもその影響を及ぼし続けられる<sup>(76)</sup>。また、最高裁判所裁判官は、違憲審査権を持ち、前述のように社会に大きな影響を及ぼす判決を下すこともあるため、その指名および上院の承認は注目される<sup>(76)</sup>。実際に、上院の承認において、指名された裁判官に対する審議は、「経歴、思想、信条、過去の言動」にまで及んでいる<sup>(77)</sup>。さらに、近年では、主要な判決が僅差で下されていることから、指名候補者の法的な思考・思想、憲法解釈のスタンスなどが入念に問われている<sup>(78)</sup>。

次にドイツの制度を見ると、連邦憲法裁判所裁判官は任命に際して、同裁判所裁判官になる意思を示すとともに、裁判官法による裁判官就任の資格がなければならない(連邦憲法裁判所法三条<sup>(79)</sup>)。連邦憲法裁判所裁判官は全一六名であり、連邦議会および連邦参議院によつて半数ずつ選出される(同法二条、五条)。連邦議会は一二名の選挙委員会によつて間接的に選挙し、連邦参議院は直接選挙する(同法五条、六条)。いずれの場合も、三分の二の多数の支持を得た者が当選する(同法六条五項、七条)。

それに対して、フランスの憲法院裁判官は全九名であり、大統領、国民議会議長および元老院議長により三名ずつ任命され、任期は九年である(一九五八年憲法五六条一項)。職業的な出身は、法学・政治学を専門とする大学教授、行政官、弁護士が多く、その他医学部教授、ジャーナリストなどであり、そのほとんどが国民議会および元老院の議員または閣僚経験者である。任命に際して、党派的、思想的の一致が求められるのは、アメリカと同様である<sup>(81)</sup>。

従つて、ミヤール議員およびサンドリエ議員は憲法院裁判官が必ずしも法律の専門家でなく、その任命については全く目に触れることができない点を問題視しているといえる。

### 三 審査対象および手続に関わる問題

#### (一) 審査対象を現行憲法以後の法律に制限する問題

(1) 国民議會第一読会において、民主共和左翼会派のドウ・ルジ (E. de Ruge) 議員は、政府提出憲法的法律案二六条が事後審査の対象を一九五八年憲法以後の法律に限定していることを問題視した。<sup>(82)</sup> 同議員は、一九七四年の憲法改正によって六〇名の国民議會議員および六〇名の元老院議員が憲法院に提訴することができるようになって以来、野党によってほとんどの法律が憲法院に提訴されていることを指摘する。審査対象を一九五八年憲法以後に審査された法律に限定したのは、本条によって事後審査の対象となるのは、一九七四年以後に憲法院に付託されなかつた数少ない法律および一九五八年から一九七四年に可決・審署された数少ない法律しかないという。ドウ・ルジ議員は、憲法院への事後審査の意義は、多種多様の法律の憲法適合性を綿密に調べることにあり、事後審査の対象を限定した箇所を破棄するように主張する。

(2) この問題について、ワルスマン委員長は、第八九修正案<sup>(83)</sup>を提出した。<sup>(84)</sup> すなわち、法律委員会によって行われた聴聞の結果から、一九五八年以後に審査された法律の規定に対する合憲性審査の先決問題の領域を限定することを当然とは評価しないと、全ての法律に対する新たな手続を適用することを提案すると述べたのである。

(3) これに対して、ダティ (R. Daut) 司法大臣は、「政府は、法的安定性に配慮し、また社会集団によって受け入れられていると考えたために一九五八年憲法以前の法律を全て再び問題にしないようにするのが望ましいと考えていた。し

かし、議会自身がこれらの諸法律が憲法院の審査に付託されることを望むのならば、政府は全く反対する理由がない。」として、審査対象を一九五八年以後に審査された法律に限定している箇所を削除する修正案を受け入れた。<sup>(85)</sup>

(4)この点について、ダティ大臣は全法律の審査を議会自身が望むのならば問題はないと答えているが、「法律は一般意思の表明」であるという従来のルソー的な考え方からすると、議会自身が自らの権限で作った法律について、「一般意思の表明」を受けていない憲法院が審査しても構わないというのは、議会の権限が失墜しているようにも受け取れる。確かに、第三、第四共和制とは異なり、第五共和制の下では、議会と異なる機関が法律の合憲性審査の権限を手にしたことで、法律の無謬性は消失している。しかし、法律は主権者の意思を反映している規範である点に違いはない。<sup>(86)</sup>

従って、ダティ大臣も、この憲法改正によって「憲法院が法律の権威を弱めることなく、法律の合憲性について判決を下し、反対に法律の権威を強化する」ことに賛同すると述べているのである。

## (二) アルザス・モーゼル地方方法の問題

(1)前述の「審査対象を現行憲法以後の法律に制限する問題」に関連して、国民議会第二読会では、バ・ラン (Bas-Rhin)、『オー・ラン (Haut-Rhin)』およびモーゼル (Moselle) の三県で適用されるアルザス・モーゼル地方方法 (droit local Alsacien-Mosellan) に特化して、この特別法が合憲性審査の対象から取り除かれることが主張されていた。<sup>(87)</sup> アルザス (Alsace) 地域圏はオー・ランおよびバ・ランの二県から成り、モーゼルはロレーヌ (Lorraine) 地域圏のうちの一県である。

ここで、アルザス・モーゼル地方方法の状況を紹介する。一九五八年憲法一条で「フランスは、不可分の、非宗教的、民主的かつ社会的な共和国である」と基本理念を唱っている。しかし、この理念がフランス全土に行き渡っているの

はなく、その例外としてアルザス・モーゼル地方が存在するのである。<sup>(88)</sup>

周知の通り、アルザス・ロレーヌ地方は、長年フランスとドイツが覇権を争った地域である。一六四八年、三〇年戦争終結のウエストファリア条約によって、アルザスはフランスの領土となる。しかし、当時の国王ルイ一四世は、「地方の自由 (liberté local)」の政策に基づき、アルザスの統治を住民に任せていた。その後、普仏戦争でフランスは敗北し、一八七一年のフランクフルト講和条約によりアルザス・ロレーヌ地方はドイツに併合される。ビスマルクを宰相に置く当時の皇帝ヴィルヘルム一世も、この地域に「地方の自由」を認めた。多くの領域においてフランス法が制定されていたが、この時、以前の内容を維持したままドイツ帝国法に導入された。連邦制を採用するドイツ帝国では、一九一一年にこの地域独自の憲法が制定されることで、アルザス・ロレーヌ地方は自治権を享受した。さらに続いて、第一次世界大戦でのフランスの勝利により、一九一九年のヴェルサイユ条約でアルザス・ロレーヌ地方はフランスに返還される。その時もフランスは、これまでと同様にアルザスの独自性を認めた。その結果、現在に至るまで、アルザス・ロレーヌ地方が維持されたのである。<sup>(89)</sup>

このような歴史から、アルザス・モーゼル地方は、四期にわたって特例がある。<sup>(90)</sup> 第一は、ドイツによる併合によっても効力を維持されたフランス起源の諸規定、例えば教皇ピオ七世とナポレオン一世との間で結ばれた一八〇一年宗教協約 (Concordat de 1801) である。第二は、ドイツに併合された時のドイツ起源の諸規定、例えば一九〇〇年七月二十六日法の職業地方法典 (Code local des Professions) である。第三は、アルザス・ロレーヌ地方独自の立法を起源とする諸規定、例えば一八八一年二月七日法の狩猟に関する地方制度 (régime local de la chasse)、一九〇八年五月三〇日法の住宅扶助に関する社会扶助地方制度 (régime local de l'aide sociale) である。第四は、一九一八年のフランスへの返還後の諸規定、例えばバ・ラン、オー・ランおよびモーゼル県における特別規定保障法典 (Code des assurances des

dispositions particulières aux départements du Bas-Rhin, Haut-Rhin et Moselle) に挿入された一九九一年五月六日法である。

以上の四期の特例の中には、主に次の側面について、この地域の特殊性が存在する。<sup>91)</sup> 宗教制度 (régime des cultes) 、職人制度 (régime de l'artisanat) 、労働に関する地方法 (droit local du travail) 、社会法 (législation sociale) 、狩猟 (chasse) 、結社 (associations) 、土地公示 (publicité foncière) 、司法 (justice) 、市町村に関する法 (droit communal) である。

この中から具体例を挙げると、宗教制度に関して、一九〇五年にフランスでは、諸教会と国家の分離に関する法律 (loi sur séparation des églises et de l'Etat) によって、先述の一八〇一年宗教協約などを廃止し、その後、政教分離を意味するライシテ (laïcité) の原則が国内で浸透することになる。<sup>92)</sup> しかし、その当時、アルザス・ロレーヌ地方はドイツに併合されていたため、その影響を受けず、従って今日でも当該地域では、例えば、司祭が国によって報酬を受け、また公立小学校では宗教教育が義務化されている。<sup>93)</sup>

(2) 国民議会第二読会において、国民運動連合会派のブレッシグ (Et Bessig) 議員は、このようなアルザス・モーゼル地方は日常生活の数多くの領域を保護している特別法であり、それらは長年、政府によって尊重されてきているので、再び当該法律の正当性を確認するよう求めている。<sup>94)</sup>

(3) また、国民運動連合会派のウベルシュラグ (J. Ueberschlag) 議員らは、これらの特例を重視するため、憲法院によって合憲性を審査されないように、事後審査の対象を一九五八年以後の法律と限定していた政府提出法律案に戻すよう、修正案を提出したのである。同議員は、確かに、アルザス・モーゼル地方は、特に憲法一条に違反するが、同法は、宗教法、商法、結社法などいくつもの特別規定を含み、その三県は、その地方独自の制度をまさに維持している点

を強調する。<sup>(95)</sup>

その他に、ウベルシュラグ議員らは、アルザス・モーゼル地方の諸規定は憲法院に訴えられる余地がないことを憲法に織り込む修正案も提出している。その理由として、この規定をアルザス地方の人々がどれほど重要と考えているか、大事に保っているかについて主張する。さらに、次のように過去の国家元首が述べたセリフを引用している。「ナポレオン軍で兵役に就いたアルザス地方の人々に対して、ナポレオンは次のように言ったことを思い出すように。『彼らには彼らの言葉を話させ、彼らがフランス人と渡り合えるようにさせよう』。その前には、ルイ一四世は参事官に対して次のように通達した。『アルザスの問題について触れてはならない』。もはや王政の時代ではないが、指導者たちの鋭い洞察力はこの土地の特殊性に対して敏感であることを表している。<sup>(96)</sup>」

(4)これに対して、ダティ大臣は、政府はアルザス・モーゼル地方法についてその住民の正当な愛着を理解していると述べる。また、地方の特殊性の尊重は、この地域にフランスの主権が回復した時、一九一八年の国の最高決定機関によって政治的・道徳的な約束の対象となっており、一九四六年と一九五八年には、憲法制定会議はアルザス・モーゼル地方の復活を選び、このようにアルザス・モーゼル地方は、徐々に我々の共和国の伝統に組み込まれてきたのであるから、本法律と憲法ブロック (bloc de constitutionnalité) との対決を心配する必要は全くないという。

さらに、ダティ大臣は、アルザス・モーゼル地方法が既に裁判官の審査を受けていることを指摘する。コンセイユ・デタは、常に地方方法を共和国の諸法律によって承認された諸原理に適合すると判断しており、例えば二〇〇一年四月六日判決<sup>(97)</sup>ではアルザス・モーゼルの宗教制度が、また一九八八年一月二二日のシゴニーユ会 (Association Les Cigognes) 判決<sup>(98)</sup>では結社に関する地方法が審査対象であったが、多くの訴えを退けているのである。

また、ダティ大臣は、憲法院が一九八五年一月二五日判決以来、一九五八年憲法以前の法律であっても法改正の際に

憲法院に提訴されれば適合性を審査してきたことを示す。これまでも、つい最近のアルザス・モーゼル労働法を修正する労働法典に関する二〇〇八年一月二一日法の審査の際にも、アルザス・モーゼル地方方法の規定は、憲法に反するとは決して判断されなかったのである。

最後に、ダティ大臣が、この地方方法を聖域化して、それを憲法上に明言することで、その後の進展をより困難にする危険があると述べて説得した結果、修正案は取り下げられた。<sup>⑩</sup>

(三) 憲法院が事前に審査した法律に対する再審査を除外する問題

(1) 元老院第一読会において、ヨーロッパ民主・社会連合会派 (RDSE : groupe rassemblement démocratique et social européen) シャラス (M. Charasse) 議員らは、次のような修正案を提出した。<sup>⑪</sup>

「この条文 (筆者注・国民議会第一読会修正案第二六条) で憲法第六一条の一として提案されている条文の第一項『法律の規定』の語の後に、『以前憲法院に委ねられた条文の中に存在しない (法律の規定)』という語を付け加える。」

これについて、シャラス議員は、この修正案が実践的で論理的にすぐれた意味を持つと述べる。その理由として、憲法院が既に法律の規定について判断を下していた場合、憲法院は、同じ問題について再び付託されることはできず、憲法院に繰り返し判断する義務を負わせることもできないという。この修正案の目的は、以前に判断を下されたり、検討されたりした条文について憲法院に付託する可能性を取り除くことであると締めくくる。

(2) これに対して、イエスト委員長が、憲法よりも組織法律の中で右の内容を明記する方が適していると述べた結果、本修正案は取り下げられた。<sup>⑫</sup>

(四) 先決問題の審査期間の問題

(1) 国民議会第一読会で、ワルスマン委員長は、審査対象を一九五八年憲法以後の立法規定に限るという制限の削除と同時に、次のような審査期間に関する文言の挿入も合わせた先述の第八九修正案を提出している。憲法六一条の第一項では「憲法院は、定められた期日内に決定を下すコンセイユ・デタまたは破毀院の移送によりこの問題の付託を受けることができる。」とし、同条第二項では「組織法律はその要件を定め、本条の適用について規定する。」と定めた。

ワルスマン委員長は、与えられたフィルターの役割を務めるために、コンセイユ・デタまたは破毀院に特別に必要な時間を考えると、この手続が裁判を遅らせるための時間稼ぎのように利用される危険について注意しなければならいと述べる。従って、同修正案は、組織法律ではこの二つの裁判所が判断を下さなければならぬ期日が定められるであろうと述べる。

(2) これについて、ダテイ大臣も、コンセイユ・デタおよび破毀院が合理的な期間内に判断することは、手続を引き延ばさないためにも、付託の透明性のためにも、確かに必要なことであるとして、組織法律では三ヶ月の期間が定められるであろうことを示唆した。<sup>(10)</sup>

(五) 先決問題を扱う裁判所の範囲の問題

(1) 元老院第一読会で、社会党会派のデスサールド (J. Desesard) 議員らは、次のような修正案を提出した。<sup>(11)</sup>

「この条文(筆者注:国民議会第一読会修正案第二六条)で憲法第六一条の一として提案されている条文の第一項『および破毀院の』という語を、『破毀院およびどちらにも属さない全ての裁判所の』という語に置き換える。」

デスサールド議員は、その目的について、この修正案は、破毀院にもコンセイユ・デタにも属さない全ての裁判所に

対して違憲の抗弁を広げることを目指している」と主張する。

同議員は、送付された国民議会第一読会修正案で個人の関わる全ての訴訟の形式を補うと考えているのかと疑問を呈した上で、この厳格な適用では、この条文は司法系統、行政系統に属する裁判所しか関わらないと述べ、どちらの裁判所にも属さない裁判所が存在することを指摘する。

その例として、特別裁判所とみなされている庇護権国内裁判所 (GNDA : cour nationale du droit d'asile) を挙げる。移民、統合、庇護の規制に関する二〇〇七年一月二〇日法律第二九条によって作られたこの裁判所は、独立裁判所として明確に認められている。<sup>(16)</sup>

さらに、デスサールド議員は、ソヴェ (J.-M. Sauvé) コンセイユ・デタ副長官が、二〇〇八年一月一日に次のような見解を表明をしたことを示唆する。「筆者注・庇護権国内裁判所は」確かに『特別法廷 (Commission)』という語が示唆するように、裁判所であり、行政ではない。終審裁判所である。それ故、裁判所 (Cour) であり、国内裁判所 (Cour nationale) である。庇護権国内裁判所は庇護権の守護者である。」<sup>(17)</sup>

デスサールド議員は、ソヴェ副長官による庇護権国内裁判所は「終審裁判所」という言葉を引用し、同裁判所に対する訴訟手続が破毀院にもコンセイユ・デタにも属さないことを明示しているという。その結果、同議員は、庇護権の原告も違憲性の先決問題を平等に表明できるように求めている。

(2) それに対して、グティ大臣は、デスサールド議員の修正案は、破毀院にもコンセイユ・デタにも属さない裁判所に憲法院への付託の可能性を広げる提案であるが、まず、権限裁判所 (tribunal des conflits) は司法裁判機関と行政裁判機関の管轄配分に関して決定するのであり、法律が憲法に保障される権利および自由に反するか否かを判断する問題は、決して権限裁判所に提出されないという。さらに、庇護権国内裁判所および会計院 (cour des comptes) は、破毀

院またはコンセイユ・デタの審査に属するために、問題はないと結論づけた。<sup>108</sup>

(六) 総括

(1) (一)と(二)の問題は、ともに憲法院の審査する対象を制限するか否かの問題である。この問題は、まさに一九九〇年の憲法院改革における憲法的法律案の審議で最も重要視され、その結果、国民議会と元老院の意見が一致せず、同案は廃案となったのである。<sup>109</sup>

一九九〇年の際には、国民議会修正案は審査対象の制限をなくし、全ての法律は憲法院に付託されうると規定していた。ところが、元老院は、一九七四年憲法改正により六〇名の国民議会議員もしくは六〇名の元老院議員も憲法院に提訴できるようになったことに着目し、合憲性審査の対象を「一九七四年一月一日以前に制定され、かつその日以降に修正されなかった法律」に制限したのである。すなわち、元老院は、一九七四年以降には、基本的諸権利が侵害される恐れのある法律について議員は憲法院に提訴することができたというのであろう。また、一九七四年以降に制定された法律および修正された法律は数多く存在し、それらすべてを審査の対象とするのでは、法的安定性を損なうと考えたのである。<sup>110</sup>

二〇〇八年の議会審議の争点は、一九九〇年の時とは異なり、政府提出法律案の段階で、一九五八年憲法制定後の法律に限って合憲性審査の対象となると規定していた。ところが、国民議会第一読会で、全ての法律が審査対象となると規定され、元老院第一読会でも同規定は承認された。さらに審議が進み、国民議会第二読会に入って、再びこの審査対象の問題が浮上したのである。

憲法一条では、フランス共和国の「不可分性」および「非宗教性」が唱えられているにもかかわらず、アルザス・モ

ーゼル地方法のように当該地域の特殊性から、憲法一条に違反すると考えられる法律が存在している。同法を擁護する議員らは、一九五八年以前の法律は、現在に至るまで長い年月を経て、人々の間に浸透しているものであるから、廃止されるのは避けたいという考えがあったのであろう。

しかし、両院合同会議での採決の結果、全ての法律が憲法院の審査対象となった。この結果、憲法と矛盾すると考えられ、憲法院に付託される法律の数が増えたことで、憲法院がそれだけの数の法律に対してどのように判断するか、その整合性も問題となる。また、これまでは事前審査のみを行っていた憲法院が、従来の事前審査と合わせて、事後審査も行い、これら双方の事件処理をこなすことができるのであろうか。今後は、これらの問題にも注目していきたい。

(2) (三) から (五) の問題は、主に組織法律の制定の際に取り上げられる審査手続上の問題である。一九九〇年には、憲法的法律と合わせて組織法律も提案されていたが、二〇〇八年の議会審議で主張されていた内容は、一九九〇年の組織法律案で全て規定されていた。すなわち、①憲法院が既に審査した法律は事後審査の対象とならないこと、②先決問題の期間は予め三ヶ月とすること、さらに③先決問題を扱う裁判所はコンセイユ・データ系統および破毀院系統に属する全ての裁判所とすることが提案されていた。

この点については、昨年(二〇〇九年)に憲法六一条の一の適用に関する組織法律案が審議・可決された後、同年一月三日に憲法院の審査により合憲と判断され、同月一〇日に成立した<sup>11)</sup>。同法律では、①、②の内容については一九九〇年の組織法律と同様の内容が規定され、③に関しては、権利や自由を侵害する法律は、コンセイユ・データ系統および破毀院系統の裁判所において明示されるが、控訴審で初めて提訴が認められると規定された。その詳細な内容については、今後の検討課題としたい。

## むすび

一九五八年憲法の制定者は、その憲法諮問委員会（*comité consultatif constitutionnel*）において、次の点について却下するよう述べていた<sup>(13)</sup>。まず、一七八九年人権宣言と一九四六年憲法前文を合憲性審査の準拠規範とすることである。次に、議会の少数派が憲法院に提訴できることである。最後に、重要な点として、破毀院またはコンセイユ・デタが憲法院へ合憲性の問題を移送できることを提案することである。

しかし、実際には、一九七一年結社の自由判決<sup>(14)</sup>において、まず一九五八年憲法前文から導かれる一九四六年憲法前文における「共和国の諸法律によって承認された基本的原理」が合憲性審査の準拠規範となり、その後一七八九年人権宣言も加えられ、憲法的価値を持つ憲法ブロックが形成されていった<sup>(15)</sup>。続いて、一九七四年には議会の少数派が憲法院に提訴できるよう、六〇名の国民議会議員および六〇名の元老院議員に提訴権が拡大された。そして、今回、市民への提訴権拡大が実現したことにより、破毀院またはコンセイユ・デタが憲法院に対して法律の合憲性審査の問題を移送できるようにになった。従って、一九五八年憲法制定時の立法者の意図とは全く異なる、逆にその意思に反する結果がこの一九五八年憲法下の憲法改正で起こったのである。

本稿で論じてきたとおり、このような経緯を経ることになった理由は、他国との比較、特に欧州統合が積極化する中でヨーロッパの影響、さらに違憲審査制の歴史を持つアメリカの影響が大きいといえよう。

また、一九五八年憲法下で、法律の合憲性審査によって憲法院の人権保障機能が確立したということは、議会の可決する法律には数々の違憲性の問題が含まれていたことを意味し、その結果、法律に対する審査を確実に行っていく必要があるとの見解が現われるようになったのである。通常法律が審査されなかったことにより違憲性の問題を抱えている

にもかかわらず、フランス市民が国の最高法規である憲法を根拠に憲法院に対して訴えることができない問題を解決することが長年、求められていたといえよう。

なお最後に、昨年の組織法律制定後、憲法六一条の一に基づく市民の提訴が待たれてきたところ、脱稿直前の本年（二〇一〇年）五月二十八日に、市民の提訴によりコンセイユ・デタの決定を経た審署後の法律の合憲性の問題について、憲法院が初めて判断し、違憲と結論づけたことを付け加えておく。<sup>16)</sup>

(1) 朝日新聞二〇〇九年八月三十一日朝刊、毎日新聞二〇〇九年八月三十一日朝刊、同紙二〇〇九年九月十七日朝刊ほか。

(2) 二〇〇八年のフランス憲法改正については、以下参照。辻村みよ子「フランス二〇〇八年憲法改正の意義と展望——現代立憲主義の新たな挑戦?——」法学（東北大学）七三巻六号（二〇一〇年）一二九頁以下、柳田陽子「二〇〇八年七月二日のフランス憲法改正内容」国際関係学研究三五号（二〇〇九年）一三頁以下、三輪和宏「二〇〇八年七月三日のフランス共和国憲法改正」外国の立法二四〇号（二〇〇九年）一三九頁以下、同「フランスの統治機構改革——二〇〇八年七月二三日の共和国憲法改正——」レファレンス五九巻五号（二〇〇九年）五九頁以下、鈴木尊紘「【フランス】第五共和国憲法の改正」ジュリスト一三六五号（二〇〇八年）一〇二頁、南野森「フランス——二〇〇八年七月の憲法改正について」法律時報八一巻四号（二〇〇九年）九二頁以下、曾我部真裕「二〇〇八年七月の憲法改正」日仏法学二五号（二〇〇九年）一八一頁以下、同「フランスの二〇〇八年憲法改正の経緯——法学教室三三八号（二〇〇八年）四頁以下。

(3) 通常法律に対する事前審査は任意である（憲法六一条二項）ため、今回の憲法改正では、この通常法律に対して事後的に憲法院が審査できるようなったことが注目される。第五共和国憲法制定当初より、組織法律および議院規則は、義務的に憲法院による事前審査を受けている（憲法六一条一項）。

(4) 今回の憲法改正以前は、第六一条二項により、大統領、首相、国民議会議長、元老院議長、および六〇名の国民議會議員および六〇名の元老院議員のみが、通常法律の合憲性の問題について憲法院へ提訴できると定められていた。

(5) 拙稿「フランス憲法院の人権保障機能の再検討（上）」——市民への提訴権拡大の可能性——同志社法学六〇巻四号（二〇〇八年）四七頁以下。

フランス憲法院の事後審査に関する憲法六一条の一の創設

同志社法学 六二巻三号 二四〇（七六八）

- (6) 拙稿「フランス憲法院の人権保障機能の再検討（下）——市民への提訴権拡大の可能性——」同志社法学六〇巻五号（二〇〇八年）一〇五頁以下。

- (7) 辻村・前掲注（2）八八三〜八八四頁、三輪・前掲注（2）レファレンス六〇〜六二頁。

- (8) 三輪・前掲注（2）外国の立法二三九頁。

- (9) Discours de M. le Président de la République, 12 juillet 2007.

- (10) パラデュール委員会のメンバーは次の通りである（年齢は当時のも）。)

Comité de réflexion et de proposition sur la modernisation et le réequilibrage des institutions de la V<sup>e</sup> République (dit Comité Balladur).

- ① パラデュール (E. Balladur) 委員長：元首相、元国民議会議員、七八歳
  - ② ラング (J. Lang) 副委員長：元大臣、国民議会議員、元パリ第一〇大学公法学教授、六八歳
  - ③ マゾー (P. Mazeaud) 副委員長：元憲法院長、元大臣、元国民議会議員、七八歳
  - ④ ド・ベシロン (D. de Bechillon)：ポーおよびアドー地方大学公法学教授、四六歳
  - ⑤ プーランジュ (J.-L. Bourlanges)：欧州議会議員、パリ政治学院客員教授、六一歳
  - ⑥ カルカソヌ (G. Carassonne)：パリ第一〇大学公法学教授、五六歳
  - ⑦ カサノバ (J.-C. Casanova)：元パリ政治学院教授、政治学国家財団長、七三歳
  - ⑧ シャニヨロー (D. Chagnolland)：パリ第二大学公法学および政治学教授、五一歳
  - ⑨ デュアメル (O. Duhamel)：パリ政治学院公法学教授、元欧州議会議員、五七歳
  - ⑩ フェリー (L. Ferry)：元大臣、哲学および政治学教授資格者、経済社会評議員、五六歳
  - ⑪ ルヴァード (A. Levade)：パリ第二大学公法学教授、三七歳
  - ⑫ マティウ (B. Mathieu)：パリ第一大学公法学教授、フランス憲法学会長、五一歳
  - ⑬ シュラメック (O. Schrameck)：コンセイユ・デタ構成員、パリ第一大学客員教授、五六歳
- (11) B. Mathieu, Du Comité Balladur au Congrès de Versailles : Genèse et logiques d'une réforme, *JCP G*, n°31-35, 2008, p. 11.
- (12) Comité Balladur, Le rapport : Une V<sup>e</sup> République plus démocratique, 30 octobre 2007.
- (13) 第五共和制憲法が制定された一九五八年以降、当該報告書が提出された二〇〇七年一〇月までに二回の憲法改正が行われた。殊に、こ

- 、二二年で二五回も憲法が改正された。Comité Balladur, *supra note* (12).
- (14) *Ibid.*
- (15) ただし、すべての委員会メンバーがこの問題について賛成していたわけではなく、メンバー元憲法院長は反対していた。J. Gicquel, L'article 26 (Du nouveau dans la Constitution? : Commentaire article par article du projet de loi constitutionnelle de modernisation des institutions de la V<sup>e</sup> République), *LP4*, 14 mai 2008, p. 77.
- (16) Comité Balladur, *supra note* (12).
- (17) 山本浩三「フランスにおける法律の審査」磯崎辰五郎先生喜寿記念『現代における「法の支配」(法律文化社、一九七九年)一四四頁以下。
- (18) D. Rousseau, La question préjudicielle de constitutionnalité : un big bang juridique?, *RDP*, 2009, p. 633.
- (19) 横尾日出雄「フランス第五共和制における政府の対議会責任制と二〇〇八年七月「三日憲法改正」CHUKYO LAWYER一〇号(二〇〇九年)九頁。
- (20) L. Favoreu, Quelle place fait-elle au Conseil constitutionnel?, <http://www.conseil-constitutionnel.fr/conseil-constitutionnel/francais/documentation-publications/dossiers-thematiques/2008-cinquanteenaire-la-constitution-en-20-questions/la-constitution-en-20-questions-question-n-1817365.html>
- (21) D. Rousseau, *supra note* (18) p. 635, 636.
- (22) D. Rousseau, *supra note* (18) p. 636.
- (23) C.C., Décision n° 71—44 DC du 16 juillet 1971, *Rec.*, p. 29, *RJC*, p. 1—24.
- (24) D. Rousseau, *supra note* (18) p. 636.
- (25) Comité Balladur, *supra note* (12).
- (26) 滝沢正「フランスにおける国際法と国内法——条約と法律を中心として——」上智法学論集四二巻二号(一九九八年)五四頁。
- (27) C.C., Décision n°74—54 DC du 15 janvier 1975, *Rec.*, p. 19, *RJC*, p. 1—30.
- (28) C.Cass. ch. mixte, 24 mai 1975, aff. sté. Jacques Vabre, *bull. civ.*; D.1975.497.
- (29) C.E. ass., 20 octobre 1989, Nicolo, D.1990.135.
- (30) C.C., *supra note* (27).

- (31) C.E., 6 ss 22 septembre 1997, n°155883.
- (32) このように、一つの法律が複数にわたって審査を受ける問題について、以下参照。矢口俊昭「フランス憲法院と通常裁判所」菅部信喜先生古稀祝賀『現代立憲主義の展開（下）』有斐閣、一九九三年）二七九頁以下、小泉洋一「フランスにおける人権保障の今日——人権保障における法律・憲法・条約——」ジュリスト二二四四号（二〇〇三年）一八六—一八七頁。
- (33) Comité Balladur, Les 77 propositions, 30 octobre 2007.
- (34) 創設された憲法六十一条の1に関しては、今聞教授が同条および同条に関する組織法律を通して「人権の裁判的保障システムの変動」について論じている。今聞源成「フランス憲法院への事後審査制導入——『優先的憲法問題 question prioritaire de constitutionnalité』——」早稲田法学八五巻三号（二〇一〇年）二二頁以下。
- (35) 大臣会議は大統領が招集する。閣議（conseil de cabinet）とは異なる。阿部照哉編『比較憲法入門』（有斐閣、一九九四年）二五四頁。
- (36) Projet de loi constitutionnelle de modernisation des institutions de la V<sup>e</sup> République, n°820, déposé le 23 avril 2008.
- (37) Assemblée nationale, Rapport n°892 déposé le 15 mai 2008（mis en ligne le 16 mai 2008 à 23 heures 45）par M. Jean-Luc Warsmann.
- (38) Assemblée nationale, Scrutin public, n°146 sur l'ensemble du projet de loi constitutionnelle de modernisation des institutions de la V<sup>e</sup> République, au cours de la 2<sup>e</sup> séance du mardi 3 juin 2008.
- (39) Projet de loi constitutionnelle, adopté par l'Assemblée nationale, de modernisation des institutions de la V<sup>e</sup> République, n°365, déposé le 3 juin 2008.
- (40) Sénat, Rapport n°387 déposé le 11 juin 2008 par M. Jean-Jacques Hyst.
- (41) Sénat, Compte rendu intégral, Séance du mardi 24 juin 2008, JO, 25 juin 2008, p.3413.
- (42) Projet de loi constitutionnelle, modifié par le Sénat, de modernisation des institutions de la V<sup>e</sup> République, n°993, déposé le 25 juin 2008.
- (43) Assemblée nationale, Rapport n°1009 déposé le 2 juillet 2008（mis en ligne le 4 juillet 2008 à 21 heures 30）par M. Jean-Luc Warsmann.
- (44) Projet de loi constitutionnelle, adopté par l'Assemblée nationale en deuxième lecture, de modernisation des institutions de la V<sup>e</sup> République, n°459, déposé le 10 juillet 2008.
- (45) Sénat, Rapport n°463 déposé le 10 juillet 2008 par M. Jean-Jacques Hyst.
- (46) Sénat, Compte rendu intégral, Séance du mercredi 16 juillet 2008, JO, 17 juillet 2008, p.4793.

- (47) 誰もが票を読むことができない緊迫した状況であった。柳田・前掲注(2) 一七頁。
- (48) Congrès du Parlement, Scrutin public sur l'ensemble du projet de loi constitutionnelle de modernisation des institutions de la V<sup>e</sup> République, au cours de la séance du 21 juillet 2008.
- (49) Projet de loi constitutionnelle de modernisation des institutions de la V<sup>e</sup> République, *supra note* (36).
- (50) Projet de loi constitutionnelle de modernisation institutions de la V<sup>e</sup> République, adopté en première lecture par l'Assemblée nationale le 3 juin 2008, Texte n°150.
- (51) Projet de loi constitutionnelle de modernization des institutions de la V<sup>e</sup> République, modifié en première lecture par le Sénat le 24 juin 2008, Texte n°116.
- (52) Projet de loi constitutionnelle de modernisation des institutions de la V<sup>e</sup> République, adopté par le Congrès du Parlement le 21 juillet 2008, Texte n°14.
- (53) Assemblée nationale, *supra note* (37).
- (54) *Ibid.*
- (55) C.C., Décision n° 85-187 DC du 25 janvier 1985, *Rec. p.* 43, *RJC*, p. I-223.
- (56) 後述の通り、例えば、議会議決の発言者であるミヤール議員は国民運動連合会派であるが、本条については反対しており、両院合同会議の採決でも国民運動連合会派の中では少数の反対票を投じている。
- (57) Assemblée nationale, *Compte rendu intégral*, Séance du jeudi 29 mai 2008, *JO*, 30 mai, 2008, pp. 2684-2685.
- (58) マーベリー (W. Mabury) は、連邦党であるマダムス (J. Adams) 大統領によって、コロンビア特別区の治安判事として任命されたうちの一人であったが、政権交代の時期に差し当たっていたため、当時国務長官であったマーシヤルはその最終的な辞令を交付できず、それは次期政権に持ち越された。しかし、共和党のジェフアソン (T. Jefferson) が第三代大統領に就くと、後任のマディソン (J. Madison) 国務長官はその辞令を交付しなかった。そのため、マーベリー達は、辞令の交付を強制する職務執行令状 (mandamus) の発給を連邦最高裁判所に求めた事件である。連邦最高裁判所は、職務執行令状の発給を認めた一七八九年の裁判所法一三条は違憲であり、同条を根拠に発給を求めたマーベリーらの請求を斥けた。Mabury v. Madison, 5 U.S. (1 Cranch) 137 (1803).
- (59) 公立学校の人種別学制度について、連邦最高裁判所は違憲と判断した。Brown v. Board of Education, 347 U.S. 483 (1954) (BrownI).

- (60) 公立学校が、特定の宗派に属さず、ただ神に祈ることを日課としていたことに関して、連邦最高裁判所は明らかに宗教的な行為であり、それを毎日強制することは、国教を定めることを禁止している合衆国憲法修正一条に違反すると判示した。Engel v. Vitale, 370 U.S. 421 (1962).
- (61) 周知のウォーターゲート事件である。当時の共和党大統領ニクソン (R.M. Nixon) の再選を図って、支持党員が民主党本部に盗聴器を仕掛けようとして不法侵入で逮捕された。ニクソン大統領は同事件に関して、執務室でのやりとりの文書および録音テープを証拠として提出するよう裁判所から命令を受けたが、大統領特権をもって、同証拠の提出を拒否した。連邦最高裁判所は、大統領特権を認めつつも、すべての場合に絶対的に認められるわけではないと判示し、提出命令を認めたのである。この判決の結果、大統領は辞任を余儀なくされ、アメリカ社会に大きな衝撃を与えた。United v. Nixon, 418 U.S. 683 (1974).
- (62) Assemblée nationale, *supra note* (57), p.2686.
- (63) *Ibid.*
- (64) 奴隷であるドレッド・スコットが、奴隷の禁止されている自由州に行ったことで奴隷から解放されたとして、ミズーリ協定を根拠に所有者を訴えた事件である。しかし、連邦最高裁判所はミズーリ協定によって奴隷所有者が奴隷を奪われることは合衆国憲法修正五条のデュー・プロセスに反すると判断した。Dred Scott v. Sandford, 60 U.S. (19 How.) 393 (1857).
- (65) 畑博行「Mabury v. Madison 違憲審査制の成立」英米判例百選〔第三版〕(一九九六年) 五頁。
- (66) 芦部信喜(高橋和之補訂)『憲法〔第四版〕』(岩波書店、二〇〇七年) 一三―一五頁。
- (67) 松井茂記『アメリカ憲法入門〔第六版〕』(有斐閣、二〇〇八年) 九五―九九頁。
- (68) Sénat, *supra note* (41), p. 3356.
- (69) 拙稿・前掲注(6) 一一〇―一一二頁。
- (70) Sénat, *supra note* (41), p. 3357.
- (71) 実際に判断された件数は、一九九九年はうち三三三件であり、二〇〇八年はうち三三三件である。Cour européenne des droits de l'homme, <http://www.echr.coe.int/NR/rdonlyres/60E17FBA-77CD-4204-875A-E360625F731F/0/StatistiquesParPays01012009.pdf>, 戸波江二ほか編『ヨーロッパ人権裁判所の判例』(信山社、二〇〇八年) 五二―三三頁。
- (72) 建石真公子「ヨーロッパ人権条約とフランス」戸波江二ほか編『ヨーロッパ人権裁判所の判例』(信山社、二〇〇八年) 三八頁。
- (73) Assemblée nationale, *supra note* (57), p.2686.

(74) *Ibid.*

(75) この点、大統領選挙が近づくと、健康上の理由がなくとも引退したり、逆に高齢で健康状態が芳しくなくても引退せずに留まったりしているのは、政権交代の影響と考えられている。最近では、リベラル派のステイブンス (J. P. Stevens) 連邦最高裁判所裁判官が八九歳の高齢で務め続けていたが、民主党のオバマ大統領就任によって引退を決意したといえよう。毎日新聞二〇一〇年五月三日朝刊、千葉勝美ほか「欧米諸国の憲法裁判制度について——米国、西ドイツ及びフランスにおける憲法裁判制度の機能と歴史的、政治的背景——」司法研究報告書四三輯一号(一九八九年)九六〜九八頁。

(76) 井樋三枝子「連邦最高裁判所判事指名・承認手続——ソトマイヨール連邦最高裁判事指名・承認をめぐる——」外国の立法二四三号(二〇一〇年)一四八頁〜一五四頁。

(77) 千葉ほか・前掲注(75)九八頁。

(78) 井樋・前掲注(76)一五三頁。

(79) ドイツ連邦憲法裁判所法については、初宿正典・須賀博志編訳『原典対訳・連邦憲法裁判所法』(成文堂、二〇〇三年)参照。

(80) C.C., Liste des membres du Conseil Constitutionnel, <http://www.conseil-constitutionnel.fr/conseil-constitutionnel/francais/le-conseil-constitutionnel/le-conseil-aujourd-hui/les-membres-du-conseil/liste-des-membres/liste-des-membres-du-conseil-constitutionnel.319.html>, 千葉ほか・前掲注(75)三二六頁。

(81) 千葉ほか・前掲注(75)三二六〜三二九頁。

(82) *Assemblée nationale, supra note (57), p.2685.*

(83) 第八九修正案における六一条の第一項は次の通りである。

「憲法第六一条の後に、次のように書かれた第六一条の1が挿入される。

『第六一条の1 裁判所に係争中の訴訟において、法律規定が憲法の保障する権利および自由を侵害していると主張された場合には、憲法院は、定められた期限内に決定を下すコンセイユ・デタまたは破毀院の移送によりこの問題の付託を受けることができる。』

当該修正箇所についての概要説明は次の通りである。

「合憲性の先決問題の仕組みを置いたのは、法治国家を強化するのに実際に貢献することを保障するためであり、…また、この修正は、違憲の問題を訴える市民に認める権利の過度な制限もなくす。」

- Assemblée nationale, Amendements déposés sur le texte n°820.
- (87) Assemblée nationale, Compte rendu intégral, 2<sup>e</sup> séance du jeudi 29 mai 2008, *JO*, 30 mai, 2008, p. 2691.
- (88) *Ibid.*
- (89) 勝山教子「フランスの立法の実験に関する憲法上の諸問題——地方公共団体の立法参加の可能性——」富沢克・力久昌幸編著『グローバル時代の法と政治——世界・国家・地方——』成文堂、二〇〇九年) 一三六頁。
- (90) Assemblée nationale, Compte rendu intégral, 2<sup>e</sup> séance du mercredi 9 juillet 2008, *JO*, 30 mai, 2008, pp. 4498-4501.
- (91) 大石真「フランス公法と特例制度——アルザス＝ロレーヌにおける結社・宗教法制の問題——」法學論叢一三八巻四・五・六号(一九九六年) 一〇五～一〇六頁。
- (92) Institut du droit local Alsacien-Mosellan, [http://www.idl-am.org/dl\\_sommaire.asp](http://www.idl-am.org/dl_sommaire.asp), P. Eckly, Le statut constitutionnel contemporain du droit local d'Alsace-Moselle, *Heuserivron (Nüigata universitiu)*, n°31-4, 1999, p. 171 et s., 大石・前掲注(88) 二一一～二二二頁「ビエール・エクリ(大津浩・解説)『「アルザスの地方法」に「こゝで」法政理論(新潟大学) 三二巻四号(一九九九年) 一九二頁以下。
- (93) Institut du droit local Alsacien-Mosellan, [http://www.idl-am.org/bj\\_contenu.asp?DocumentID=1&Page=2#91](http://www.idl-am.org/bj_contenu.asp?DocumentID=1&Page=2#91).
- (94) *Ibid.*
- (95) 大石・前掲注(88) 二二二～二二五頁。
- (96) Institut du droit local Alsacien-Mosellan, *supra note* (90).
- (97) Assemblée nationale, *supra note* (87), p. 4498.
- (98) Assemblée nationale, *supra note* (87), p. 4499.
- (99) *Ibid.*
- (100) C.E. 83 srr. 6 avril 2001, n°219379, 221699, 221700.
- (101) C.E. ass. 22 janvier 1988, Association Les Cigognes, n°80936.
- (102) C.C., Décision n°2007-561 DC du 17 janvier 2008, *Rec.* p. 54.
- (103) Assemblée nationale, *supra note* (87), pp. 4499-4501.
- (104) Sénat, *supra note* (41), p. 3354.

- (102) Sénat, *supra note* (41), p. 335f.
- (103) Assemblée nationale, *supra note* (83) ; Assemblée nationale, *supra note* (84), p. 2691.
- (104) *Ibid.*
- (105) Sénat, *supra note* (41), p. 335f.
- (106) 移民・統合・庇護の規制に関する二〇〇七年十一月二〇日法律について、鈴木尊紘「フランスにおける二〇〇七年移民法——フランス語習得義務からDNA鑑定まで——」外国の立法二三七号(二〇〇八)一四頁以下参照。
- (107) *Ibid.*
- (108) Sénat, *supra note* (41), p. 335f.
- (109) 拙稿・前掲注(6)一六頁以下。
- (110) 拙稿・前掲注(6)一三三頁。
- (111) C.C., *Décision n° 2009-595 DC* du 3 décembre 2009, *JO*, 11 décembre 2009, p. 21381.
- (112) *Loi organique n°2009-1523* du 10 décembre 2009 relative à l'application de l'article 61-1 de la Constitution.
- (113) D. Rousseau, *supra note* (18), p. 636.
- (114) C.C., *Décision n° 71-44 DC* du 16 juillet 1971, *Rec.*, p.29, *RJC*, p. 1-24.
- (115) 拙稿・前掲注(5)五七〜六二頁。
- (116) フランスの旧植民地アルジェリア出身の元兵士が、支給されている年金についてフランス人元兵士の年金額に比べて低く設定されているとして、法律の違憲性を訴えた事件である。憲法院は当該規定が憲法上の平等規定に反すると判断した。C.C., *Décision n°2010-1 QPC* du 28 mai 2010, *JO*, 29 mai 2010, p.9728.

〔後記〕 本稿脱稿後、辻村みよ子『フランス憲法と現代立憲主義の挑戦』(有信堂高文社、二〇一〇年)に接した。

